

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 略</p> <p>第三章 略</p> <p> 第二節 略</p> <p> 第三節 登録住宅性能評価機関（第七条 第二十四条）</p> <p> 第三節 登録講習機関（第二十五条 第三十条）</p> <p>第四章 略</p> <p> 第一節 住宅型式性能認定等（第三十一条 第四十三条）</p> <p> 第二節 登録住宅型式性能認定等機関（第四十四条 第五十七条）</p> <p>第五章 略</p> <p> 第一節 特別評価方法認定（第五十八条 第六十条）</p> <p> 第二節 登録試験機関（第六十一条 第六十五条）</p> <p>第六章 略</p> <p> 第一節 指定住宅紛争処理機関（第六十六条 第八十一条）</p> <p> 第二節 住宅紛争処理支援センター（第八十二条 第九十三条）</p> <p>第七章 ^{かん}瑕疵担保責任の特例（第九十四条 第九十七条）</p> <p>第八章 雑則（第九十八条 第一百条）</p> <p>第九章 罰則（第一百一条 第一百八条）</p> <p>附則</p> <p>（住宅性能評価）</p> <p>第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」といふ。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項）の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 略</p> <p>第三章 略</p> <p> 第二節 略</p> <p> 第三節 指定住宅性能評価機関（第七条 第二十一条）</p> <p>第四章 略</p> <p> 第一節 住宅型式性能認定等（第二十一条 第四十条）</p> <p> 第二節 指定住宅型式性能認定機関等（第四十一条 第五十一条）</p> <p>第五章 略</p> <p> 第一節 特別評価方法認定（第五十二条 第五十四条）</p> <p> 第二節 指定試験機関等（第五十五条 第六十一条）</p> <p>第六章 略</p> <p> 第一節 指定住宅紛争処理機関（第六十二条 第七十七条）</p> <p> 第二節 住宅紛争処理支援センター（第七十八条 第八十六条）</p> <p>第七章 ^{かん}瑕疵担保責任の特例（第八十七条 第九十条）</p> <p>第八章 雑則（第九十一条 第九十二条）</p> <p>第九章 罰則（第九十三条 第九十八条）</p> <p>附則</p> <p>（住宅性能評価）</p> <p>第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣が指定した者（以下「指定住宅性能評価機関」といふ。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十二条第一項）の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合に</p>

合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

2・3 略

第二節 登録住宅性能評価機関

(登録)

第七条 第五条第一項の登録（第十三条を除き、以下この節において単に「登録」という。）は、同項に規定する業務（以下この節において「評価の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務を行おうとする住宅の種類及び規模に応じ、次に掲げる住宅の種別ごとに国土交通省令で定める区分に従って行わなければならない。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第百二号）第三条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅
- 二 建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物である住宅（前号に掲げる住宅を除く。）
- 三 前号に掲げる住宅以外の住宅

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 三 略

四 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 略

合における当該方法を含む。第二十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

2・3 略

第二節 指定住宅性能評価機関

(指定)

第七条 第五条第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、同項に規定する業務（以下この節において「評価の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務を行おうとする住宅の種類及び規模に応じて国土交通省令で定める区分に従って行わなければならない。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 三 略

四 第二十一条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 略

(登録基準等)

第九条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」といふ。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十三条の評価員(別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものに限る。以下この号において同じ。)が住宅性能評価を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分ごとに、それぞれ当該各号の下欄に掲げる数(その数が二未満であるときは、一)以上であること。

ロ 別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分の二以上にわたる住宅について住宅性能評価を行う場合にあつては、第十三条の評価員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる数を合計した数(その数が二未満であるときは、一)以上であること。

二 登録申請者が、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築住宅の建設工事を請け負つる者(以下「住宅関連事業者」といふ。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、住宅関連事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいふ。以下同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(各名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

(指定の基準)

第九条 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 第十二条第一項の評価員の数が、住宅性能評価を行つてゐる住宅の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。

二 前号に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に関する計画が、評価の業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の評価の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 法人にあつては役員、法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員又は職員(第十二条第一項の評価員を含む。以下この号において同じ。)の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 前各号に定めるもののほか、評価の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

三 評価の業務を適任に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録住宅性能評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録住宅性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地

五 第十三条の評価員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の公示等)

第十条 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 略

(登録の更新)

第十一条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 第七条から第九条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第十二条 登録住宅性能評価機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡

(指定の公示等)

第十条 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 略

(指定の更新)

第十一条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 第七条から第九条までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(評価員)

第十二条 指定住宅性能評価機関は、住宅性能評価を行うときは、国土

し、又は登録住宅性能評価機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継せざるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項及び第三十七条において同じ。）合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録住宅性能評価機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第八条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録住宅性能評価機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（評価員）

第十三条 登録住宅性能評価機関は、別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者であつて、第二十五条から第二十七条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」といふ。）が行つ講習の課程を修了したもののうちから評価員を選任しなければならない。

（秘密保持義務）

第十四条 登録住宅性能評価機関その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であつた者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

交通省令で定める方法に従い、評価員に住宅性能評価を実施せしめなければならない。

2 評価員は、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類及び規模に応じて国土交通省令で定める要件を備えるものの中から選任しなければならない。

3 指定住宅性能評価機関は、評価員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、評価員が、第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程に違反したとき、住宅性能評価に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅性能評価機関が第九条第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その評価員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第十三条 指定住宅性能評価機関その者が法人である場合にあつては、その役員、次項において同じ。）及びその職員（評価員を含む。次項において同じ。）並びにこれらの者であつた者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、

(評価の業務の義務)

第十五条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

(評価業務規程)

第十六条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務に関する規程（以下この節において「評価業務規程」という。）を定め、評価の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程には、評価の業務の実施の方法、評価の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあった評価業務規程が、この章の規定に従つて評価の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となつたと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録の区分等の掲示)

第十七条 登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録の区分その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条 登録住宅性能評価機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並

法令により公務に従事する職員とみなす。

(評価の業務の義務)

第十四条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

(評価業務規程)

第十五条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務に関する規程（以下この節において「評価業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした評価業務規程が評価の業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定の区分等の掲示)

第十六条 指定住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定の区分その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

ひに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録住宅性能評価機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録住宅性能評価機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿の備付け等）

第十九条 登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（適合命令）

第二十条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第九条第一項各号

（帳簿の備付け等）

第十七条 指定住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改訂命令)

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行つべきこと又は評価の業務の方法その他の業務の方法の改訂に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第二十二条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録住宅性能評価機関に対し評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(評価の業務の休廃止等)

第二十三条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失つ。

(監督命令)

第十八条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し、評価の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第十九条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し評価の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(評価の業務の休廃止等)

第二十条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失つ。

3 略

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第八条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第二項、第十二条第二項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、前条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第十六条第一項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十六条第三項、第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

五 第八十七条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

六 略

七 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第三節 登録講習機関

(登録)

第二十五条 第十三条の登録（以下この節において単に「登録」といふ。）は、同条の講習の実施に関する業務（以下「講習の業務」といふ。）を

3 略

(指定の取消し等)

第二十一条 国土交通大臣は、指定住宅性能評価機関が第八条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十四条、第十六条、第十七条、前条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 第十二条第四項、第十五条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

五 第九条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 略

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

行おこなう者の申請により行つ。

21 第十条第一項及び第十一条の規定は登録に、第十条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第二項、第十六条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条から第二十三条までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	前条第二項第二号から第五号まで	第二十七条第二項第一号及び第三号
第十条第二項	前条第二項第二号又は第四号から第六号まで	第二十七条第二項第一号から第四号まで
第十一条第二項	第七条から第九条まで	第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条
第十二条第一項ただし書	第八条各号	第二十六条各号
第十五条第二項、第十六条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第二項	評価の業務	講習の業務
第十六条第一項及び第二項	評価業務規程	講習業務規程

第二十条	第九条第一項各号	第二十七条第一項各号
第二十一条	第十五条	第二十五条第二項に おいて準用する第十 五条第二項
	評価の業務を行うく ぎじつ又は評価の業 務	同項の規定による講 習の業務を行うくぎ じつ又は講習の業務
第二十一条第一項	公正かつ適確な	適正な

(欠格条項)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第八条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第二十八条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員の中に前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第二十七条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」といふ。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 住宅性能評価に關する法律制度及び業務に關する科目について講習の業務を実施するものであること。
- 二 前号の住宅性能評価に關する業務に關する科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

ること。

イ 建築士法第二十条第二項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」といふ。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者（以下「建築基準適合判定資格者検定合格者」といふ。）であつて、住宅性能評価について評価員として三年以上の実務の経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関（以下この号において「住宅関連事業者等」といふ。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものではないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、住宅関連事業者等がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（各名会社又は各員会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める住宅関連事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、住宅関連事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習の業務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の取消し等）

第二十八条 国土交通大臣は、登録講習機関が第二十六条第一号又は第

三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反したとき。

二 第二十五条第二項において準用する第十六条第一項の規定による届出のあった講習業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第二十五条第二項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第二十五条第二項において準用する第二十條又は第二十一条の規定による指令に違反したとき。

五 講習の業務に関し著しく不適当な行爲をしたとき、又はその業務に従事する者若しくは英人にあつてはその役職が、講習の業務に関し著しく不適当な行爲をしたとき。

六 不正な手段により登録を致したとき。

3 第二十四条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による講習の業務の停止について準用する。

(国土交通大臣による講習の業務の実施)

第二十九条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その他必要があると認めるときは、講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受け取る者がいないとき。

二 第二十五条第二項において準用する第二十三条第一項の規定による講習の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

ぞ。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により講習の業務を行い、又は同項の規定により行っている講習の業務を行わないこととし、かつ、その旨は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により講習の業務を行うこととした場合における講習の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第三十条 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘察して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(住宅型式性能認定)

第三十一条 第四十四条から第四十六条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録(第四十四条第二項第一号に掲げる業務の種別に係るものに限る。)を受けた者は、申請により、住宅型式性能認定(住宅又はその部分で国土交通大臣が定めるものの型式について評価方法基準に従って評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有する旨を認定することをいひ、当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。以下同じ。)を行うことができる。

2 略

3 第一項の登録を受けた者は、住宅型式性能認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の特例)

(住宅型式性能認定)

第二十二条 国土交通大臣は、申請により、住宅型式性能認定(住宅又はその部分で国土交通大臣が定めるものの型式について評価方法基準に従って評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有する旨を認定することをいひ、以下同じ。)を行うことができる。

2 略

3 国土交通大臣は、住宅型式性能認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の特例)

第三十二條 略

(型式住宅部分等製造者の認証)

第三十三條 第四十四條から第四十六條までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録(第四十四條第二項第二号に掲げる業務の種別に係るものに限る。)を受けた者は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で国土交通大臣が定めるもの(以下この節において「型式住宅部分等」といふ。)の製造又は新築(以下この節において単に「製造」といふ。)をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認証(当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。)を行うことができる。

2 略

3 第一項の登録を受けた者は、同項の認証をしたときは、国土交通法令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認証を受けることができない。

一 略

二 第四十三條第一項又は第二項の規定により標章を付することを禁止され、その禁止の処分を受けた日から起算して二年を経過しない者

第三十三條 略

(住宅型式性能認定の取消し)

第二十四條 国土交通大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有しなくなつたと認めるときは、当該住宅型式性能認定を取り消すことができる。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の規定による住宅型式性能認定の取消しについて準用する。

(型式住宅部分等製造者の認証)

第二十五條 国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で国土交通大臣が定めるもの(以下この節において「型式住宅部分等」といふ。)の製造又は新築(以下この節において単に「製造」といふ。)をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認証を行う。

2 略

3 国土交通大臣は、第一項の認証をしたときは、国土交通法令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認証を受けることができない。

一 略

二 第三十六條第一項若しくは第二項又は第三十八條第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

~~三 前条第一項の認証が第五十三条第三項の規定により効力を失い、同項の規定による公示の日から起算して二年を経過しない者~~

~~四 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの~~

(認証の基準)

~~第三十五条 第三十三条第一項の登録を受けた者は、同項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認証をしなければならない。~~

~~一・二 略~~

(認証の更新)

~~第三十六条 第三十三条第一項の認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。~~

~~2 第三十三条第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。~~

(承継)

~~第三十七条 第三十三条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」といふ。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続、合併若しくは分割(当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十四条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。~~

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認証の基準)

第二十七条 国土交通大臣は、第二十五条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認証をしなければならない。

一・二 略

(認証の更新)

第二十八条 第二十五条第一項の認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 第二十五条第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(承継)

第二十九条 第二十五条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」といふ。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続、合併若しくは分割(当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しく

2 略

(型式適合義務等)

第三十八條 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をするときは、当該型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合するようにならなければならない。ただし、本邦において外国に輸出するため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(特別な標章等)

2 略

(型式適合義務等)

第三十二條 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をするときは、当該型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合するようにならなければならない。ただし、輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(特別な標章等)

3) 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

2) 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第二十五條第一項の認証は、その効力を失つ。

(廃止の届出)

第三十一條 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第三十條 認証型式住宅部分等製造者は、第二十五條第一項の国土交通省令で定める事項に変更（国土交通省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

は合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十六條各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第三十九条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をしたときは、これに当該型式住宅部分等が認証型式住宅部分等製造者が製造をした型式住宅部分等であることを示す国土交通省令で定める方式による特別な標章を付することができる。ただし、**第四十三条第一項又は第二項の規定により、その標章を付することを禁止されたときは、この限りでない。**

2 何人も、前項の規定により同項の標章を付する場合を除くほか、住宅の部分又は住宅に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例)

第四十条 略

2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者（建築士法第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。）によつて設計図書（同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。）のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(認証の失効)

第四十一条 **第三十三条第一項の認証は、当該認証に係る住宅型式性能認定が第五十三条第二項の規定により効力を失つたときは、その効力を失つ。**

(報告、検査等)

第四十二条 国土交通大臣は、**第三十七条、第三十八条、第三十九条第二項並びに次条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、認証型式住宅部分等製造者に対しその業務に関し必要な報告を求**

第三十三条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をしたときは、これに当該型式住宅部分等が認証型式住宅部分等製造者が製造をした型式住宅部分等であることを示す国土交通省令で定める方式による特別な標章を付することができる。

2 何人も、前項の場合を除くほか、住宅の部分又は住宅に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例)

第三十四条 略

2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。）によつて設計図書（同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。）のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(報告、検査等)

第三十五条 国土交通大臣は、**第二十五条第一項、第二十六条から第三十条まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第二項並びに次条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、認証型式**

め、又はその職員に、認証型式住宅部分等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式住宅部分等の製造設備若しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(標章の禁止)

~~第四十三条 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者（外国において本邦に輸出される型式住宅部分等の製造をするもの（以下「認証外国型式住宅部分等製造者」という。）を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証型式住宅部分等製造者に対し、二年以内の期間を定めて、当該認証型式住宅部分等に第三十九条第一項の標章を付することを禁止することができる。~~

~~一 認証型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない場合において、住宅購入者等の利益を保護するため特に必要があると認めるとき。~~

~~二 第三十八条又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。~~

~~三 不正な手段により認証を致したとき。~~

~~2 国土交通大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証外国型式住宅部分等製造者に対し、二年以内の期間を定めて、当該認証型式住宅部分等に第三十九条第一項の標章を付することを禁止することができる。~~

~~一 前項各号のいずれかに該当するとき。~~

~~二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。~~

~~三 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。~~

~~四 第四項の規定による費用の負担をしないとき。~~

住宅部分等製造者に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認証型式住宅部分等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式住宅部分等の製造設備若しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

31 国土交通大臣は、前二項の規定により標章を付することを禁止したとき、国土交通法令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。この場合において、第四十條の規定は、当該認証型式住宅部分等については、適用しない。

41 前条第一項の規定による認証外国型式住宅部分等製造者に対する検査に際する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該認証外国型式住宅部分等製造者の負担とする。

(認証の取扱い)

第三十六條 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

- 一 第二十六條第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 当該認証に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。

2 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- 一 第三十條、第三十二條、第三十三條第二項又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。
- 二 認証型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、第二十七條第一号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していないと認めるとき。
- 三 不正な手段により認証を致したとき。

31 国土交通大臣は、前二項の規定により認証を取り消したとき、国土交通法令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。

(外国型式住宅部分等製造者の認証)

第三十七條 国土交通大臣は、母国において、外国において本邦に輸出される型式住宅部分等の製造をする者について、当該型式住宅部分等の外国製造者としての認証を行う。

2 第二十五條第二項及び第三項並びに第二十六條から第二十八條まで

の規定は前項の認証に、第二十九条から第三十三条まで及び第三十五条の規定は同項の認証を受けた者（以下「認証外国製住宅部分等製造者」といふ。）に、第三十四条の規定は認証外国製住宅部分等製造者が製造をする住宅部分等について準用する。この場合において、第三十一条第二項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、第三十二条第一項ただし書中「輸出のため当該住宅部分等の製造をする場合」とあるのは「試験的」と、第三十三条第二項中「何人も」とあるのは「認証外国製住宅部分等製造者は」と、「住宅の部分」とあるのは「本邦に輸出される住宅の部分」と、第三十五条第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十七條第一項、同条第二項において準用する」と、「第三十三條第二項」とあるのは「及び第三十三條第二項」と、「次条第一項及び第二項」とあるのは「第三十八條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（外国製住宅部分等製造者の認証の取扱い）

第三十八条 国土交通大臣は、認証外国製住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

- 一 前条第二項において準用する第二十六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 当該認証に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。
- 2 国土交通大臣は、認証外国製住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。
 - 一 前条第二項において準用する第三十条、第三十一条若しくは第三十二条第二項又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。
 - 二 認証に係る住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第二十七條第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していないと認めるとき。
 - 三 不正な手段により認証を受けたとき。

四 前条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 前条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽をせず、又は虚偽の虚偽をしたとき。

六 第四項の規定による費用の負担をしないうとき。

31 第三十六条第三項の規定は、前二項の規定による認証の取消しについて準用する。

41 前条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける認証外国型式住宅部分等製造者の負担とする。

(指定住宅型式性能認定機関等による認定等の実施)

第三十九条 国土交通大臣は、第四十一条から第四十三条までの規定の定めるところにより指定する者（以下「指定住宅型式性能認定機関」といふ。）は、住宅型式性能認定及び第二十二條第三項の規定による公示又は第二十五条第一項若しくは第三十七條第一項の認証、第二十八條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の認証の更新及び第二十五条第三項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示（以下この章において「認定等」といふ。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定住宅型式性能認定機関が行つ認定等を行わないものとする。

3 国土交通大臣は、第五十条の規定の定めるところにより承認する者（以下「承認住宅型式性能認定機関」といふ。）は、認定等（外国において事業を行つ者の申請に基づき行つものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

(手数料)

第四十条 認定等の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めると

第二節 登録住宅型式性能認定等機関

(登録)

第四十四条 第三十一条第一項又は第三十三条第一項の登録（以下の節において単に「登録」といふ。）は、それぞれ住宅型式性能認定及び第三十一条第三項の規定による公示又は第三十三条第一項の認証、同条第三項の規定による公示及び第三十六条第一項の認証の更新（以下の節において「認定等」といふ。）の業務を行おうとする者の申請により行つて。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務の種別ごとに国土交通大臣が定める区分に従つて行わなければならない。

一 住宅型式性能認定及び第三十一条第三項の規定による公示

二 第三十三条第一項の認証、同条第三項の規定による公示及び第三十六条第一項の認証の更新

3 第十条第一項及び第十一条の規定は登録に、第十条第二項及び第三項、第十二条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十二條並びに第二十三条の規定は登録を受けた者（以下「登録住宅型式性能認定等機関」といふ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

ころにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定住宅型式性能認定機関又は承認住宅型式性能認定機関（以下の条において「指定住宅型式性能認定機関等」といふ。）が行つた認定等の申請をしようとする者は、指定住宅型式性能認定機関等）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定住宅型式性能認定機関等に納められた手数料は、指定住宅型式性能認定機関等の収入とする。

第二節 指定住宅型式性能認定機関等

(指定)

第四十一条 第三十九条第一項の規定による指定（以下の節において単に「指定」といふ。）は、認定等の業務を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行つて。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める区分に従つて行わなければならない。

3 第十条第一項及び第十一条の規定は第一項の指定に、第十条第二項及び第三項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第十九条までの規定は指定住宅型式性能認定機関について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「指定住宅型式性能認定機関」とし、「並びに評価」とあるのは「、認定等」とし、「所在地」とあるのは「所在地並びに認定等の業務の開始の日」とし、同条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十

第十條第一項及び第二項	前條第二項第二号	第四十六條第二項第二号
第十一條第二項	第七條から第九條まで	第四十四條第一項及び第二項、第四十五條並びに第四十六條
第十二條第一項ただし書	第八條各号	第四十五條各号
第十五條、第十九條、第二十二條第二項、第二十三條第一項及び第二項	評価の業務	認定等の業務

(欠格条項)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 略
- 二 第五十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 略

(登録基準等)

第四十六条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」といづ)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条の認定員(第四十四条第二項第一号に掲げる業務の種別に係る登録を受けようとする場合にあつては次条第一号イからニまでのいずれかに該当するもの、第四十四条第二項第二号に掲げる業務の

七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価の」とあるのは「認定等の」と、第十一条第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第四十一条第一項及び第二項、第四十二条並びに第四十三条」と、第十三条第一項中「評価員」とあるのは「認定員」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と読み替へるものとする。

(欠格条項)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 略
- 二 第四十七条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第五十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 略

(指定の基準)

第四十三条 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員(次条第一項の認定員を含む。第三号において同じ。)設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なもの

種別に係る登録を受けようとする場合においては次条第二号イからハまでのいずれかに該当するものに限る。)が認定等の業務を実施し、その数が二以上であること。

二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合においては、住宅関連事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社においては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人においては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

三 認定等の業務を適正に行うために認定等の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にならないこと。

2 登録は、登録住宅型式性能認定等機関登録簿に次に掲げる事項を記載して行うものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録住宅型式性能認定等機関が認定等の業務を行う事務所の所在地

五 次条の認定員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(認定員)

第四十七条 登録住宅型式性能認定等機関は、次の各号に掲げる業務の

のであること。

一 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人においては役員、第九条第四号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者においてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うことと十分な適格性を有するものであること。

種別に応じ、それぞれ当該各号に定める者のうちから認定員を選任しなければならない。

一 第四十四条第二項第一号に掲げる業務 次のイからニまでのいずれかに該当する者

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

ハ 一級建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者であつて、第七条第二項第一号に掲げる住宅に係る住宅性能評価について評価員として五年以上の実務の経験を有するもの

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 第四十四条第二項第二号に掲げる業務 次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ 前号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ 建築材料又は建築物の部分の製造、検査又は品質管理の業務工場その他これに類する場所において行われるものに限る。)についてこれらの業務を行う部門の管理者として五年以上の実務の経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(秘密保持義務)

第四十八条 登録住宅型式性能認定等機関(外国にある事務所により認定等の業務を行うもの(以下「登録外国住宅型式性能認定等機関」という。))を除く(その者が法人である場合にあつては、その役員)及びその職員(認定員を含む。)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(認定等業務規程)

第四十九條 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等の業務に関する規程（以下この節において「認定等業務規程」といふ。）を定め、認定等の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 認定等業務規程には、認定等の業務の実施の方法、認定等の業務に課する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあった認定等業務規程が、この章の規定に従って認定等の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となつたと認めるときは、登録住宅型式性能認定等機関（登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。）に対し、その認定等業務規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

(適合命令)

第五十條 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関（登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。）が第四十六條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録住宅型式性能認定等機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

(改善命令)

第五十一條 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関（登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。）が第四十四條第三項において準用する第十五條の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅型式性能認定等機関に対し、認定等の業務を行つべきこと又は認定等の業務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

(登録外国住宅型式性能認定等機関への準用)

第五十二條 第四十九條第三項及び前二條の規定は、登録外国住宅型式性能認定等機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(国土交通大臣への報告等)

第五十三條 登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性能認定、第三十三條第一項の認証又は第三十六條第一項の認証の更新をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有していないと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該住宅型式性能認定の申請者及び当該住宅型式性能認定を行った登録住宅型式性能認定等機関に通知するとともに、公示しなければならない。この場合において、

(認定員)

第四十四條 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、認定員に認定等を実施せなければならない。

2 認定員は、建築技術に関して優れた識見を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定住宅型式性能認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、認定員が、第四十一條第三項において準用する第十五條第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅型式性能認定機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅型式性能認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣への報告等)

第四十五條 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が行つた認定等を取り消したときは、当該認定等を行つた指定住宅型式性能認定機関にその旨を通知するものとする。

3) ~~当該住宅型式性能認定は、その効力を失つ。~~
国土交通大臣は、~~認証型式住宅部分等製造者が第三十四条第一号又は第四号に該当するに至つたときは、国土交通法令で定めるところにより、その旨を、当該認証型式住宅部分等製造者及び当該認証を行った登録住宅型式性能認定等機関に通知するとともに、公表しなければならない。~~この場合において、~~当該認証は、その効力を失つ。~~

(認定等についての申請及び国土交通大臣の命令)

第五十四条 ~~住宅型式性能認定又は第三十三条第一項の認証を申請した者は、その申請に係る型式又は型式住宅部分等の製造をする者について、登録住宅型式性能認定等機関（登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。以下この項及び次項において同じ。）が認定等の業務を行わない場合又は登録住宅型式性能認定等機関の認定等の結果に異議のある場合は、国土交通大臣に対し、登録住宅型式性能認定等機関が認定等の業務を行うこと又は改めて認定等の業務を行うことを命ずべきことを申請することができる。~~

2) ~~国土交通大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録住宅型式性能認定等機関が第四十四条第三項において準用する第十五条の規定に違反していると認めるときは、当該登録住宅型式性能認定等機関に対し、第五十一条の規定による命令をするものとする。~~

3) ~~国土交通大臣は、前項の場合において、第五十一条の規定による命令をし、又は命令をしなざることの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に通知するものとする。~~

4) ~~前三項の規定は、登録外国住宅型式性能認定等機関について準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、前二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替へるものとする。~~

(認定等の業務の休廃止等)

第四十六条 ~~指定住宅型式性能認定機関は、国土交通大臣の許可を受け~~

(登録の取消し等)

第五十五条 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関が第四十五条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関（登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十四条第三項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条若しくは第二十三条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第三項、第五十三条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十九条第一項の規定による届出のあった認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第四十四条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による命令に違反したとき。

五 略

六 不正な手段により登録を受けたとき。

なければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により認定等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失つ。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十七条 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が第四十一条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十一条第三項において準用する第十条第二項、第十四条若しくは第十七条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条第一項、前条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十一条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受け、認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第一項の規定により第二十一条第三項又は第二十五条第三項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示を行わせることとされている場合において、当該公示をしなかったとき。

四 第四十一条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は第四十四条第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 略

七 不正な手段により指定を受けたとき。

31 国土交通大臣は、登録外国住宅型式性能認定等機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかったとき。

三 国土交通大臣が、登録外国住宅型式性能認定等機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

四 第四十四条第三項において準用する第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十四条第三項において準用する第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。

4 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

5 第四十四条第三項において準用する第二十二條第一項の規定による登録外国住宅型式性能認定等機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国住宅型式性能認定等機関の負担とする。

（国土交通大臣による認定等の実施）

第五十六條 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときはその他必要があると認めるときは、認定等の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受けず者がいないとき。

二 第四十四条第三項において準用する第二十三條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関（登録外国住宅型式性能認定等機関

31 第二十一條第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

（国土交通大臣による認定等の実施）

第四十八條 国土交通大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十九條第二項の規定にかかわらず、当該指定住宅型式性能認定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となった認定等の業務のうち他の指定住宅型式性能認定機関により行われぬものを自ら行うものとする。

一 第四十六條第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休

を除く。以下この項において同じ。)から認定等の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により認定等の業務の全部若しくは一部の休止を命じたとき。

四 登録住宅型式性能認定等機関が天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 略

3 国土交通大臣が第一項の規定により認定等の業務を行つたこととした場合における認定等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第五十七条 前条第一項の規定により国土交通大臣が行つた認定等の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

出たとき。

二 前条第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部の休止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。

2 略

3 国土交通大臣が第一項の規定により認定等の業務を行つたこととし、第四十六条第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(審査請求)

第四十九条 この法律の規定による指定住宅型式性能認定機関の行つた処分又はその不作為(行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二条第二項に規定する不作為をいふ。)に對しては、国土交通大臣に對し、同法による審査請求をすることが出来る。

(承認)

第五十条 第三十九条第三項の規定による承認は、認定等の業務を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行ひ。

2 第十条第一項、第十一条、第四十二条及び第四十三条の規定は前項

の承認に、第十条第二項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第四十四条並びに第四十五条の規定は承認住宅型式性能認定機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認住宅型式性能認定機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは「認定等の」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第五十条第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第二項、第四十二条及び第四十三条」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と、同条第三項及び第四十四条第四項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十八条中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第五十条第一項」と、第四十四条第四項中「第四十一条第三項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第五十一条 国土交通大臣は、承認住宅型式性能認定機関が前条第二項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、承認住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

1 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項、第四十四条第一項から第三項まで若しくは第四十五条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

2 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないうて認定等の業務を行ったとき。

3 第三十九条第三項の規定により第二十二条第三項又は第三十七条第二項において準用する第二十五条第三項の規定による公示を行わねることとされている場合において、当該公示をしなかったとき。

(特別評価方法認定)

第五十八條 略

(審査のための試験)

第五十九條 国土交通大臣は、特別評価方法認定のための審査に当たっては、審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下単に「試験」

~~四 前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第四十四條第四項の規定による請求に応じなかったとき。~~

~~五 前条第二項において準用する第四十三條各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。~~

~~六 認定書の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定書の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。~~

~~七 不正な手段により承認を受けたとき。~~

~~八 国土交通大臣が、承認住宅型式性能認定機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定書の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。~~

~~九 前条第二項において準用する第十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。~~

~~十 前条第二項において準用する第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による費用に於いて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。~~

~~十一 第四項の規定による費用の負担をしないとき。~~

~~3 国土交通大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。~~

~~4 前条第二項において準用する第十九條第一項の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける承認住宅型式性能認定機関の負担とする。~~

(特別評価方法認定)

第五十二條 略

(審査のための試験)

第五十三條 国土交通大臣は、特別評価方法認定のための審査に当たっては、審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下単に「試験」

ついで)において、第六十一条から第六十三条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録試験機関」といふ)が行つたもの(当該登録試験機関が外国にある事務所により試験を行つたものである場合にあつては、外国において事業を行つた者の申請に限つたものに限る。)に基づきこれを行つたものとする。

2| 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、登録試験機関が作成した当該申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書を前条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行つたものとする。

(手数料)

第六十条 略

ついで)に基づきこれを行つたものとする。

2| 国土交通大臣は、第五十五条から第五十七条までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定試験機関」といふ)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験の全部又は一部を行わせることができる。

3| 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定試験機関が行つた試験を行わないものとする。

4| 国土交通大臣が第二項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る特別評価方法認定の申請をしようとする者は、第六項の規定により申請する場合を除き、指定試験機関が作成した当該申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書(以下この条において単に「証明書」といふ)を前条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行つたものとする。

5| 国土交通大臣は、第六十条の規定の定めるところにより承認する者(以下「承認試験機関」といふ)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験(外国において事業を行つた者の申請に基づき行つたものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

6| 外国において事業を行つた者は、承認試験機関が作成した証明書を前条第二項の申請書に添えて特別評価方法認定を申請することができる。この場合において、国土交通大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行つたものとする。

(手数料)

第五十四条 略

第二節 登録試験機関

(登録)

第六十一条 第五十九条第一項の登録(以下この節において単に「登録」といふ。)は、特別評価方法認定のための審査に必要な試験を行おうとする者の申請により行ふ。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める区分に従って行われなければならない。

3 第十条第一項及び第十一条の規定は登録に、第十条第二項及び第三項、第十二条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十二條、第二十三條、第四十八條から第五十一條まで、第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十六條の規定は登録試験機関に、第五十二條及び第五十四條第四項の規定は外国にある事務所により試験を行う登録試験機関(以下「登録外国試験機関」といふ。)に、第五十七條の規定はこの項において準用する第五十六條第一項の規定により国土交通大臣の行う試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十三條第二項第二号
-------------	----------	-------------

2 指定試験機関又は承認試験機関(以下この条において「指定試験機関等」といふ。)が行つた試験の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、指定試験機関等の収入とする。

第二節 指定試験機関等

(指定)

第五十五条 第五十三条第二項の規定による指定(以下この節において単に「指定」といふ。)は、同項の試験を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行ふ。

2 第十条第一項及び第十一条の規定は前項の指定に、第十条第二項及び第三項、第十三條から第十五條まで、第十七條から第十九條まで、第四十六條並びに第四十八條の規定は指定試験機関に、第四十一條第二項の規定は前項の申請に、第四十九條の規定は指定試験機関の行う試験について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「指定試験機関」と、「並びに評価」とあるのは「試験」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに試験の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三條、第十四條、第十五條第一項及び第三項、第十七條、第十八條並びに第十九條第一項中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第五十五条第一項、同条第二項において準用する第四十一條第二項、第五十六條及び第五十七條」と、第十三條第一項中「評価員」とあるのは「試験員」と、第十五條中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、第四十一條第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十八條中「認定等の」とあるのは「試験の」と、同条第一項中「第三十九條第二項」とあるのは「第五十三條第三項」と、同項及び同条第三項中

第十一條第二項	第七條から第九條まで	第六十一條第一項及び第二項、第六十二條並びに第六十三條
第十二條第一項ただし書	第八條各号	第六十二條各号
第十五條、第十九條、第二十二條第二項、第二十三條第一項及び第二項	評価の業務	試験の業務
第四十八條、第四十九條、第五十一條、第五十四條第一項、第五十六條、第五十七條	認定等の	試験の
第四十八條、第四十九條第三項、第五十條、第五十一條、第五十四條第一項、第五十六條第一項第二号	登録外国住宅型式性能認定等機関	登録外国試験機関
第四十八條	認定員	第六十四條の試験員
第四十九條	認定等業務規程	試験業務規程
第五十條	第四十六條第一項各号	第六十三條第一項各号

「第四十六條第一項」とあるのは「第五十五條第二項において準用する第四十六條第一項」と、同條第一項中「前條第二項」とあるのは「第五十九條第二項」と、同條第三項中「前條第一項」とあるのは「第五十九條第一項」と、第四十九條中「処分」とあるのは「処分（試験の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

第五十一条、第五十四条第二項、第五十六条第一項第二号	第四十四条第三項	第六十一条第三項
第五十四条第一項	住宅型式性能認定又は第三十三条第一項の認証	特別評価方法認定のための審査に必要な試験
	型式又は型式住宅部分等の製造者	特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法
第五十六条第一項第三号	前条第一項	第六十五条第一項

(欠格条項)

第六十二条 次の名号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 略
- 二 第六十五条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 略

(登録基準等)

第六十三条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」といふ。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条の試験員が試験を実施し、その数が三以上であること。

(欠格条項)

第五十六条 次の名号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 略
- 二 第五十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第六十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 略

(指定の基準)

第五十七条 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員(次条第一項の試験員を含む。第三号において同じ。)設備

二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 試験の業務を適正に行つたために試験の業務を行つ部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録試験機関が試験の業務を行つ事務所の所在地

五 次系の試験員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（試験員）

第六十四条 登録試験機関は、次に掲げる者のうちから試験員を選任しなければならない。

一 学校教育法に基づき大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

試験の業務の実施の方法その他の事項についての試験の業務の実施に関する計画が、試験の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九条第四号の国土交通省令で定める構成員又は職員が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行つことによつて試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、試験の業務を行つことと十分な適格性を有するものであること。

二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(登録の取消し等)

第六十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第六十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関（登録外国試験機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条第三項において準用する第十条第二項、第十二条第二項、第十八条第一項、第十九条若しくは第二十三条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 第六十一条第三項において準用する第四十九条第一項の規定によ

(試験員)

第五十八条 指定試験機関は、試験を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、試験員に試験を実施させなければならない。

2 試験員は、高度で新しい建築技術に関して優れた識見を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、試験員が、第五十五条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程に違反したとき、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定試験機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、指定試験機関に対し、その試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十九条 国土交通大臣は、指定試験機関が第五十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十五条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条若しくは第四十六条第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 第五十五条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受け

る届出のあった試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第六十一条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第六十一条第三項において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による命令に違反したとき。

五 略

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、登録外国試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第六十一条第三項において準用する第五十二条において準用する第四十九条第三項、第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかったとき。

三 国土交通大臣が、登録外国試験機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

四 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは怠慢し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。

4 第二十四条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による試験の業務の停止について準用する。

5 第六十一条第三項において準用する第二十二条第一項の規定による登録外国試験機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国試験機関の負担とする。

だ試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 第五十五条第二項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は前条第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 略

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第二十一条第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による試験の業務の停止について準用する。

(承認)

第六十条 第五十二条第五項の規定による承認は、試験を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請により行う。

2 第十条第一項、第十一条、第五十六条及び第五十七条の規定は前項の承認に、第十条第二項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第五十一条第四項並びに第五十八条の規定は承認試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認試験機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十一条第二項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第六十条第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六条及び第五十七条」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、同条第三項及び第五十八条第四項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十八条中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第六十条第一項」と、第五十一条第四項中「前条第二項」とあり、及び第五十八条第四項中「第五十五条第二項」とあるのは「第六十条第二項」と読み替えるものとする。

（承認の取消し等）

第六十一条 国土交通大臣は、承認試験機関が前条第二項において準用する第五十六条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、承認試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

1 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項若しくは第五十八条第一項から第三項まで又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

2 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験

(指定住宅紛争処理機関の指定等)

第六十六条 略

2 略

3 第十条第二項及び第三項並びに第二十三条の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第二項中「前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項」とあるのは「その名称若しくは住所又は紛争処理の業務を行う事務所の所在地」と、第二十三条第一項及び第二項中「評価の業務」とあるのは「紛争

~~業務規定によらないで試験の業務を行ったとき。~~

三 ~~前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第五十八条第四項の規定による請求に応じなかったとき。~~

四 ~~前条第二項において準用する第五十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。~~

五 ~~試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあってはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。~~

六 ~~不正な手段により承認を受けたとき。~~

七 ~~国土交通大臣が、承認試験機関が前各号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。~~

八 ~~前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。~~

九 ~~前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。~~

十 ~~前条第二項において準用する第五十一条第四項の規定による費用の負担をしないとき。~~

31 ~~第五十一条第三項の規定は、前二項の規定による承認の取消しについて準用する。~~

(指定住宅紛争処理機関の指定等)

第六十二条 略

2 略

3 第十条第二項及び第三項並びに第二十條の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第二項並びに第二十條第一項及び第二項中「評価の」とあるのは、「紛争処理の」と読み替えるものとする。

処理の業務」と、同項中「登録」とあるのは「指定」と読み替えるものとする。

4 略

(業務)

第六十七条 略

(紛争処理委員)

第六十八条 略

(秘密保持義務等)

第六十九条 略

2 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員で紛争処理の業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(紛争処理の業務の義務)

第七十条 略

(説明又は資料提出の請求)

第七十一条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務の実施に必要な限度において、登録住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、登録住宅型式性能認定等機関又は登録試験機関(次項において「登録住宅性能評価機関等」といふ。)に対して、第八十二条第一項の規定による指定を受けた者を経由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 登録住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

4 略

(業務)

第六十三条 略

(紛争処理委員)

第六十四条 略

(秘密保持義務等)

第六十五条 略

2 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員で紛争処理の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(紛争処理の業務の義務)

第六十六条 略

(説明又は資料提出の請求)

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務の実施に必要な限度において、指定住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認住宅型式性能認定機関、指定試験機関又は承認試験機関(次項において「指定住宅性能評価機関等」といふ。)に対して、第七十八条第一項の規定による指定を受けた者を経由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 指定住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(住宅紛争処理の手続の非公開)

~~第七十二条~~ 略

(申請手数料)

~~第七十三条~~ 略

(技術的基準)

~~第七十四条~~ 略

(指定住宅紛争処理機関の指定の申請の命令)

~~第七十五条~~ 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の指定の申請がなく、又は指定を受けた指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適当かつ十分に行われないと認めるときは、~~第八十二条第一項~~の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

~~第七十六条~~ 略

(区分経理)

~~第七十七条~~ 略

(報告徴収)

~~第七十八条~~ 略

(業務改善命令)

~~第七十九条~~ 略

(指定の取消し)

(住宅紛争処理の手続の非公開)

~~第六十八条~~ 略

(申請手数料)

~~第六十九条~~ 略

(技術的基準)

~~第七十条~~ 略

(指定住宅紛争処理機関の指定の申請の命令)

~~第七十一条~~ 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の指定の申請がなく、又は指定を受けた指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適当かつ十分に行われないと認めるときは、~~第七十八条第一項~~の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

~~第七十二条~~ 略

(区分経理)

~~第七十三条~~ 略

(報告徴収)

~~第七十四条~~ 略

(業務改善命令)

~~第七十五条~~ 略

(指定の取消し)

~~第八十条~~ 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 ~~第六十六条第三項~~において準用する第十条第二項若しくは~~第二十三~~~~条第一項、第六十六~~~~条第四項、第六十八~~~~条、第七十~~~~条、第七十二~~~~条、第七十六~~~~条又は第七十七~~~~条の規定に違反したとき。~~
 - 二 ~~第七十八~~条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三、五 略
- 2 略

(国土交通省令への委任)

~~第八十一条~~ 略

(住宅紛争処理支援センター)

~~第八十二条~~ 略

2 略

3 ~~第十条第二項及び第三項、第十九~~~~条、第二十二~~~~条並びに第六十九~~~~条の規定は、センター~~~~について準用する。この場合~~~~において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。~~

第十条第二項	前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項	その名称若しくは住所又は支援等の業務を行う事務所の所在地
第十九条、第二十二 条第一項	評価の業務	支援等の業務
第六十九 条	紛争処理委員並びにその役員	役員

~~第七十六条~~ 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 ~~第六十二条第三項~~において準用する第十条第二項若しくは~~第二十三~~~~条第一項、第六十二~~~~条第四項、第六十四~~~~条、第六十六~~~~条、第六十八~~~~条、七十二~~~~条又は第七十三~~~~条の規定に違反したとき。~~
 - 二 ~~第七十四~~条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三、五 略
- 2 略

(国土交通省令への委任)

~~第七十七条~~ 略

(住宅紛争処理支援センター)

~~第七十八条~~ 略

2 略

3 ~~第十条第二項及び第三項、第十五~~~~条、第十七~~~~条から第十九~~~~条まで、第四十六~~~~条並びに第六十五~~~~条の規定は、センター~~~~について準用する。この場合~~~~において、第十条第二項、第十五~~~~条第一項及び第三項、第十~~~~七~~~~条、第十八~~~~条並びに第十九~~~~条第一項中「評価の」とあり、第四十六~~~~条第一項及び第二項中「認定等の」とあり、並びに第六十五~~~~条中「紛争処理の」とあるのは「支援等の」と、第十五~~~~条中「評価業務規程」とあるのは「支援等業務規程」と、第六十五~~~~条中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。~~

紛争処理の業務

支援等の業務

(業務)

第八十三条 略

(支援等業務規程)

第八十四条 センターは、支援等の業務に関する規程（以下この節において「支援等業務規程」という。）を定め、支援等の業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 支援等業務規程には、支援等の業務の実施の方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした支援等業務規程が、この節の規定に従って支援等の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当となつたと認めるときは、その支援等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員を選任及び解任)

第八十五条 略

2 国土交通大臣は、センターの支援等の業務に従事する役員が、前条第一項の認可を受けた支援等業務規程に違反したとき、支援等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任によりセンターが第八十二条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八十六条 略

(業務)

第七十九条 略

(役員を選任及び解任)

第八十条 略

2 国土交通大臣は、センターの支援等の業務に従事する役員が、第七十八条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた支援等業務規程に違反したとき、支援等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任によりセンターが第七十八条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八十一条 略

(負担金の徴収)

第八十七条 センターは、第八十三条第一項第一号から第六号までの業務（以下この節において「評価住宅関係業務」という。）の実施に必要な経費に充てるため、登録住宅性能評価機関から負担金を徴収することができる。

2 略

3 センターは、前項の認可を受けたときは、登録住宅性能評価機関に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 登録住宅性能評価機関は、前項の通知に従い、センターに対し、負担金を納付しなければならない。

(区分経理)

第八十八条 略

(監督命令)

第八十九条 国土交通大臣は、支援等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援等の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(支援等の業務の休廃止等)

第九十条 センターは、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により支援等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第九十一条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当す

(負担金の徴収)

第八十二条 センターは、第七十九条第一項第一号から第六号までの業務（以下この節において「評価住宅関係業務」という。）の実施に必要な経費に充てるため、指定住宅性能評価機関から負担金を徴収することができる。

2 略

3 センターは、前項の認可を受けたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 指定住宅性能評価機関は、前項の通知に従い、センターに対し、負担金を納付しなければならない。

(区分経理)

第八十三条 略

(監督命令)

第九十条 センターは、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により支援等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第八十四条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当す

るときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 ~~第八十二条第三項において準用する第十条第二項若しくは第十九条、第八十六条、第八十八条又は前条第一項の規定に違反したとき。~~
- 二 ~~第八十四条第一項の認可を受けた支援等業務規程によらないで支援等の業務を行ったとき。~~
- 三 ~~第七十五条、第八十四条第三項、第八十五条第二項又は第八十九条の規定による命令に違反したとき。~~
- 四 ~~第八十七条第二項の認可を受けず、又は認可を受けた事項に違反して負担金を徴収したとき。~~
- 五 ~~第八十二条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。~~
- 六・七 略

2 略

(指定を取り消した場合における経過措置)

~~第九十二条~~ 略

(センターへの情報提供等)

~~第九十三条~~ 略

(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

~~第九十四条~~ 略

2 略

3 第一項の場合における民法第六百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条第一項」とする。

るときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 ~~第七十八条第三項において準用する第十条第二項、第十七条若しくは第四十六条第一項、第八十一条又は前条の規定に違反したとき。~~
- 二 ~~第七十八条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた支援等業務規程によらないで支援等の業務を行ったとき。~~
- 三 ~~第七十八条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条、第七十一条又は第八十条第二項の規定による命令に違反したとき。~~
- 四 ~~第八十二条第二項の認可を受けず、又は認可を受けた事項に違反して負担金を徴収したとき。~~
- 五 ~~第七十八条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。~~
- 六・七 略

2 略

(指定を取り消した場合における経過措置)

~~第八十五条~~ 略

(センターへの情報提供等)

~~第八十六条~~ 略

(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

~~第八十七条~~ 略

2 略

3 第一項の場合における民法第六百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第八十七条第一項」とする。

(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第九十五条 略

2 略

3 第一項の場合における民法第五百六十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十五条第一項」と、「又は」とあるのは「、瑕疵修補又は」とする。

(一時使用目的の住宅の適用除外)

第九十六条 略

(瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例)

第九十七条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第九十四条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間又は売主が第九十五条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から二十年以上以内とすることができる。

(国及び地方公共団体の措置)

第九十八条 略

(権限の委任)

第九十九条 略

(経過措置)

第一百条 略

(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第八十八条 略

2 略

3 第一項の場合における民法第五百六十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律第八十八条第一項」と、「又は」とあるのは「、瑕疵修補又は」とする。

(一時使用目的の住宅の適用除外)

第八十九条 略

(瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例)

第九十条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第八十七条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間又は売主が第八十八条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から二十年以上以内とすることができる。

(国及び地方公共団体の措置)

第九十一条 略

(権限の委任)

第九十二条の二 略

(経過措置)

第九十二条 略

~~第百一条 次の名号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以上の懲役に処する。よつて不正の行爲をし、又は相当の行爲をしなざるときは、十年以下の懲役に処する。~~

~~一 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）で第五條第一項に規定する業務に従事する者~~

~~二 登録住宅型式性能認定等機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（認定員を含む。）で第四十四條第一項に規定する業務に従事する者~~

~~三 登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）で第六十一條第一項に規定する業務に従事する者~~

~~2 前項名号に掲げる者であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行爲をし、又は相当の行爲をしなかつたことにつき賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以上の懲役に処する。~~

~~3 第一項名号に掲げる者がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以上の懲役に処する。~~

~~4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができなざるときは、その價額を追徴する。~~

~~第百二條 前條第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処する。~~

~~2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。~~

~~第百三條 次の名号のいずれかに該当する者は、一年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処する。~~

~~第九十三條 次の名号の一に該当する者は、一年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処する。~~

- 一 第四条の規定に違反した者
- 二 第五条第三項の規定に違反した者

第百四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第四十八条（第六十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十九条第一項（第八十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
- 二 第二十四条第二項、第二十八条第二項、第五十五条第二項、第六十五条第二項又は第九十一条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第百五條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者
- 二 第三十九条第二項の規定に違反した者

第百六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 二 第十九条第二項（第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第二十二條第一項（第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六

- 一 第四条の規定に違反した者
- 二 第五条第三項の規定に違反した者

第九十四條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項（第四十一条第三項又は第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第一項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
- 二 第二十一条第二項、第四十七条第二項、第五十九条第二項又は第八十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第九十五條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者
- 二 第三十三条第二項の規定に違反した者

第九十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項（第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 二 第十七条第二項（第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第十九条第一項（第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七

十一 条第三項又は第八十二 条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第四十二 条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十二 条第一項又は第四十二 条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十二 条第一項又は第四十二 条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

六 第二十三 条第一項(第二十五 条第二項、第四十四 条第三項又は第六十一 条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

七 第五十三 条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第九十 条第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

第一百七 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九十三 条から前条までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百八 条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二 条第二項(第二十五 条第二項、第四十四 条第三項又は第六十一 条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八 条第一項(第二十五 条第二項、第四十四 条第三項又は第六十一 条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、

十八 条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第三十五 条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九 条第一項又は第三十五 条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十九 条第一項又は第三十五 条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

六 第二十 条第一項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

七 第四十六 条第一項(第五十五 条第二項又は第七十八 条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

第九十七 条 法人(指定住宅型式性能認定機関及び指定試験機関を除く。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第九十三 条から前条までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十八条第二項各号（第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

第九十八条 第三十条又は第三十一条第二項の規定による雇出を拒み、又は虚偽の雇出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第九条、第十三条関係）

住宅性能評価を行う住宅	評価員	数
一 第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計
二 第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計

三 第七条第二項第
三号に掲げる住宅

前号の中欄に掲げる
者又は建築士法第二
条第四項に規定する
木造建築士若しくは
これと同等以上の知
識及び経験を有する
者

住宅性能評価を行つ
設計された住宅の棟
数を二百五十で除し
た数及び住宅性能評
価を行つ建設された
住宅の棟数を六百で
除した数の合計

備考

この表において、住宅性能評価を行つ設計された住宅又は建設され
た住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業
年度における計画（第十一条第一項の登録の更新を要しものとする場
合にあつては、同条第一項において準用する第七条第一項の申請の日
の属する事業年度の前事業年度における実績）によるものとする。